

## 貯蓄預金

令和4年5月10日

販売対象	・個人のみ	
期間	・期間の定めはありません。	
預入	(1) 預入方法	・随時預入できます。
	(2) 預入金額	・1円以上
	(3) 預入単位	・1円単位
払戻方法	・随時払戻しできます。	
利息	(1) 適用金利	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変動金利</li> <li>・毎日の店頭表示の利率を適用します。</li> <li>・30万円未満、30万円以上100万円未満、100万円以上300万円未満、300万円以上1,000万円未満、1,000万円以上の5段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、当該期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します。</li> </ul>
	(2) 利払方法	・年2回(3月、9月)の当金庫所定の日に元金に組入れます。
	(3) 計算方法	・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。ただし、平成25年1月1日から令和19年12月31日までに受け取る利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます。)</li> </ul>	
手数料	・キャッシュカードによる払戻しにあたっては、キャッシュカード規定の定める手数料をいただきます。詳しくは「手数料一覧」をご覧ください。	
付加できる特約事項	・マル優の取扱いができます。	
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧ください。窓口へお問い合わせください。	
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができません。</li> <li>・総合口座の取扱いはできません。</li> <li>・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとお利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金(当座預金、無利息型普通預金および別段預金の一部)を除くすべての預金元本を合計して1,000万円までとお利息が保護されます。)</li> </ul>	

沼津信用金庫

※本商品については当金庫の貯蓄預金規定が適用されます。